

入札説明書

令和5年札幌市告示第883号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年2月20日

2 契約担当部局

〒062-8641 札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所

(電話 011-641-8852、FAX 011-641-8686、電子メール shinkoso@city.sapporo.jp)

3 入札に付する事項

- (1) 調達する役務名 障がい者更生相談所面接室等ドア交換業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所 仕様書により別途指定する場所とする。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業修繕業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限

役務一第6号様式 役務契約約款

令和5年2月27日（月）17時00分

※上記2の契約担当部局まで持参又は送付（送付の場合は必着のこと）。

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「**令和5年2月27日（月）17時05分開札「障がい者更生相談所面接室等ドア交換業務」の入札書在中**」の旨を記載し、上記2宛てに入札書の受領期限までに提出すること。

イ 郵便により提出する場合は二重封筒として、外封に「**令和5年2月27日（月）17時05分開札「障がい者更生相談所面接室等ドア交換業務」の入札書在中**」の旨を記載し、上記2宛てに入札書の受領期限までに提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札を認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様書等に対する質問及び回答

ア 提出方法

電子メールの件名を「【問い合わせ】障がい者更生相談所面接室等ドア交換業務」とし、本文に質問内容、法人名、担当者名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を記載して送付すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和5年2月22日（水）までの8時45分から17時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

電子メールにより随時行うとともに、令和5年2月24日（金）17時00分までに、局ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに委任状（共通一第8号様式、入札説明書6ページのとおり）を提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

役務一第6号様式 役務契約約款

令和5年2月27日（月）17時05分
札幌市身体障害者福祉センター3階 面接室1
（札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号）

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

役務一第 6 号様式 役務契約約款

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 3）を提出することとする。

(7) 契約書の作成 要

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約書（案） 別紙 4 のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ

イ その他

提出は持参による提出のみとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(10) 下見について

入札にあたって事前に下見を希望する者は、契約担当部局に連絡すること。なお、下見が可能な期間と日時は以下のとおりとする。

- ① 2 月 21 日（火）9：00～16：30
- ② 2 月 22 日（水）9：00～16：30
- ③ 2 月 24 日（金）9：00～16：30